

放課後子ども教室

令和5年12月
滋賀県教育委員会

国 1/3

都道府県 1/3

市町 1/3

～新・放課後子ども総合プランの推進～

【補助率】

趣旨

「放課後子ども教室」は、放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域住民等の参画を得て、学習支援や体験活動を実施する。

令和5年度実施状況：8市町44教室

放課後子ども教室

【地域学校協働本部】
地域学校協働活動推進員

連携
協働

協働活動支援員
協働活動サポーター
学習支援員
特別支援・共生社会サポーター

参画

退職教職員、大学生、地域の高齢者、
民間教育事業者、文化・芸術団体等
の様々な地域人材

『新・放課後子ども総合プラン』 として実施 (H30.9月策定)

双方で情報共有

〈学校区ごとの協議会などで情報共有を図る。〉

- ・取組の企画、交流できる機会や場づくり
- ・安全点検リストによる児童の安全確保

多様な
プログラムの
提供
安全管理

○学習支援や体験活動

- ・学習支援(予習・復習、補充学習、ICTを活用した学習
大学生などによる進路相談など)
- ・体験活動(理科実験、芸術教室、伝承遊び体験活動、地域の資源を
活用した自然体験学習、社会体験活動など)



放課後児童クラブ

放課後児童支援員

放課後子ども教室が設置されて
いる場合は、積極的に交流する。

小学校など

- ・余裕教室や特別教室(図書室、家庭科室)等を提供
- ・学校敷地内の専用施設を利用
- ・体育館などの一時利用の促進

県の取組

学校を核とした地域力強化プラン研修会

地域学校協働活動推進員、コーディネーター、運営委員会委員、協働活動支援員、協働活動サポーター、
学習支援員、特別支援・共生社会サポーター、ボランティア、専任指導員、放課後児童支援員、
関係職員等が一堂に会し、情報交換、情報共有、資質の向上に努める。

市町の取組

放課後子ども総合プラン運営委員会

- ・事業計画の策定・安全管理方策・広報活動方策
- ・ボランティア等の人材確保・活動プログラムの企画・事業実施後の検証・評価

放課後子ども教室

○すべての子ども(小学校に就学している児童)
○学習支援・体験活動の場
地域学校協働活動推進員等のコーディネーターが中心 となって、学習やスポーツ、文化活動、地域住民や異 年齢の子どもとの交流活動を行う。
○伝承遊び、学習(予習、復習、宿題等)、スポーツ、文化活動など
協働活動支援員・協働活動サポーター・学習支援員 学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理 特別支援・共生社会サポーター 特に配慮が必要な子どもたちへの支援
○小学校の余裕教室、体育館、グラウンド、地域の公民館 など
○平日の放課後・週末(教室により異なる)
○無料(教室により保険、材料費などの徴収あり)
○8市町45教室(令和5年12月現在)

連携

対象
内容
主な活動
スタッフ
実施場所
開催日
利用者負担
県内数

放課後児童クラブ(学童保育)

○共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童
○遊びの場・生活の場
放課後児童支援員が、保護者に代わり、健康管理、安全 に対する配慮、活動状況の把握、児童の遊びの指導、 活動の意欲や態度の形成、家庭との連絡などを行う。
○遊び、学習(宿題)
放課後児童支援員 遊びや生活をとおして、子どもたちの健全育成 を図り、安全確保に努める。
○小学校の余裕教室、小学校敷地内やその付近の専用施設 など
○平日の放課後、土曜(クラブにより異なる)
○月額5,000円～10,000円程度(施設により異なる)
○19市町333クラブ21,151人(令和5年5月1日現在)